

岩手県告示第179号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年3月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成22年2月17日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 明北産業株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭第15地割45番地6
 - (3) 代表者の氏名 田屋館徳衛
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第9336号
- 3 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 2(1)に掲げる者の代表取締役は、平成21年12月24日に盛岡地方裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により懲役1年及び罰金50万円の判決を受け、刑が確定しており、このことが法第29条第1項第2号に該当する。